

平成25年5月1日

保護者の皆様へ

尾道市立吉和中学校
校長 村田 聡之

台風等における対応指針について（お知らせ）

新緑の候、保護者のみなさまには益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素から、本校のPTA活動に、格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝致しております。

さて、標記の件につきまして、別紙（裏面）の通り、尾道市教育委員会の台風等における対応指針に準じて、対応することにしておりますのでお知らせします。

つきましては、生徒の安全確保のために、ご理解とご協力をくださいますようよろしくお願いいたします。

- （1）朝6時の時点で警報がでていたら、自宅待機とします。
- （2）その後、状況判断をし、学校長が、休校か、時間繰り下げ登校かを判断し、学級連絡網で各家庭に連絡します。また、メール配信システムに登録されている方には電子メールでもお知らせします。
- （3）朝6時の時点での自宅待機の確認及び、休校か、遅れて登校するかの指示は、学校から入りますので、必ず、緊急連絡網を使って、その旨をクラスに回してください。なお、保護者が不在の場合は、生徒にその連絡をさせ、最後は必ず担任に戻るよう徹底してください。

※ 裏側にある尾道市教育委員会より出された「台風等における対応指針」にそって対応します。

台風等における対応指針

平成21年6月22日
尾道市教育委員会

基本方針

- 対策会議を開催し、対応を協議し、決定する。
 - ・日 時 対応が必要な日の前日（土・日・休日を含む）
 - ・出席者 小・中学校長会長、副会長
市教委職員（教育総務部長、学校教育部長、庶務課長、学校経営企画課長、教育指導課長）
 - ・場 所 尾道市教育会館 会議室

基本的な対応

(1) 午前6時以降で台風等に伴う『警報』が尾道市を含む地域に発令されている場合
【①尾三地域・②県南部・③広島県全域】が該当する。

〔警報 → 大雨・暴風・洪水・大雪・波浪・高潮〕 ※波浪・高潮警報は、沿岸部の該当校。

- 小学校 → 臨時休業・学校給食停止（※ テレビ、ラジオ、インターネット等の報道）
- 中学校 → 自宅待機 午前11時までに警報が解除になった場合は、学校別に登校時刻を決定。
午前11時以降も継続の場合は臨時休業。

(2) 午前6時以降に『警報』が発令された場合

小学校 → 臨時休業（各家庭への連絡。登校時、すでに登校した児童への安全確保の徹底。下校体制等の対応は、学校経営企画課と校長会が協議決定）

中学校 → 自宅待機（以降は上記と同じ）

(3) 警報発令はないが、地域的に豪雨になった場合

- 校長による判断とする。
 - ・自宅待機、又は臨時休業。
 - ・必ず学校経営企画課に報告する。

(4) 児童生徒登校後、台風等に伴う警報の発令が予測される場合

- 学校待機
- 対応
 - ・下校体制について、学校経営企画課と校長会が協議し決定
協議事項…下校見合わせ
下校時刻・体制（一斉下校 職員の引率）
通学路の安全確認
帰宅確認
 - ・給食について、時間を早める等の措置を庶務課と校長会が協議し決定

児童生徒への指導

(1) 臨時休業中

- ・外出はしない

(2) 一斉下校時及び警報が解除の場合

- ・増水している河川には近づかない。
- ・高波の恐れのある海岸には近づかない。
- ・地盤がゆるんでいる箇所には近づかない。
- ・切れた電線には近づかない。

保護者への対応

- 授業打ちきり、下校見合わせや通学路の変更等があった場合には、即時確實に状況を連絡

教育委員会への報告

- 緊急連絡票（様式7）によりFAXまたはメールで報告
 - ・臨時休業、授業打ちきりの措置を行った場合
- 放課後児童会の措置がある学校
 - ・臨時休業、授業打ちきりの措置を行った場合は子育て支援課へ連絡

職員への対応

- 通常勤務
- 特別休暇（交通遮断）の対応は十分な状況把握のうえ、校長が判断
 - ・職員個別への対応

※台風以外での大雨警報・洪水警報等への対応は、原則として台風における対応と同じとする。